閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時:平成28年2月19日(金) 8:23~8:34

開催場所:総理大臣官邸閣議室

出席者:安倍晋三内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣(副総理, 財務大臣, 内閣府特命担当大臣)

高 市 早 苗 国務大臣(総務大臣) 岩 城 光 英 国務大臣(法務大臣)

岸 田 文 雄 国務大臣(外務大臣)

馳 浩 国務大臣(文部科学大臣)

塩 崎 恭 久 国務大臣(厚生労働大臣)

森 山 裕 国務大臣(農林水産大臣)

林 幹 雄 国務大臣(経済産業大臣, 内閣府特命担当大臣)

石 井 啓 一 国務大臣(国土交通大臣)

丸 川 珠 代 国務大臣 (環境大臣, 内閣府特命担当大臣)

中 谷 元 国務大臣(防衛大臣)

菅 義 偉 国務大臣(内閣官房長官)

河 野 太 郎 国務大臣(国家公安委員会委員長, 内閣府特命担当大臣)

島 尻 安伊子 国務大臣(内閣府特命担当大臣) 石 原 伸 晃 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

加藤勝信国務大臣(内閣府特命担当大臣)

石 破 茂 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

遠 藤 利 明 国務大臣

欠 席:髙 木 毅 国務大臣(復興大臣)

陪席者: 萩生田光 一内閣官房副長官

世 耕 弘 成 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

横 畠 裕 介 内閣法制局長官

閣議案件:別添案件表のとおり。

○一般案件 1件

○国会提出案件 9件

○公布(条約) 1件

○法律案 1件

○政令 6件

○人事 2件

○配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容:

- ○菅国務大臣: ただ今から, 閣議を開催いたします。 まず, 閣議案件について, 世耕副長官から御説明申し上げます。
- ○世耕内閣官房副長官:一般案件等について、申し上げます。まず、「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、個人情報保護法及びマイナンバー法の一部改正法の一部の施行に伴い、「消費者庁」の文言を「個人情報保護委員会」に変更する等所要の改正を行うものであります。次に、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、平成27年の通信傍受の実施状況等について、国会に報告するものであり、後程、法務大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書8件について、お手元の資料のとおり、御決定 をお願いいたします。

次に、「国際通貨基金協定の改正」の公布について、御決定をお願いいたします。 本協定は、その受諾について平成23年の通常国会で承認を得たものであり、本年 1月26日に効力が生じたため、公布するものであります。

次に、法律案について、御決定をお願いいたします。「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正法案」は、スポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、平成28年度から平成35年度までのスポーツ振興投票に係る収益の算定方法の特例を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」は、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、傷病補償年金等の額の調整率を改定するものであります。

次に、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」は、譲渡又は提供時にその 名称等を表示する等の措置を講ずべき危険物及び有害物に、亜硝酸イソブチル等2 7物質を追加するものであります。

次に、「電気事業法等の一部改正等法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年4月1日とするものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備政令」は、電力取引監視等委員会の名称を電力・ガス取引監視等委員会に変更すること等に伴い、関係政令の整備を行うものであり、「同改正法の施行に伴う経過措置政令」は、会社分割に伴う所有権移転の登記に関する規定の整備等の経過措置を定めるものであります。

次に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を 改正する政令」は、捕獲や譲渡し等を禁止する国内希少野性動植物種に、ケナガネ ズミ等41種の動植物を追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、柳麻理を検査官に、在ハガッニャ日本国総領事館総領事清水久継、前外務省大臣官房会計課福利厚生室長川端一郎、 在アトランタ日本国総領事館総領事須永和男、在ロシア日本国大使館等在勤特命全 権公使倉井高志を特命全権大使にそれぞれ任命することについて,御決定をお願いいたします。おって,特命全権大使に任命の上は,清水は,モーリタニア国に,川端は,カザフスタン国に,須永は,東南アジア諸国連合日本政府代表部に,倉井は,パキスタン国に,それぞれ駐箚又は在勤を命じようとするものであります。

次に、阿部英一外223名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。 次に、配布資料といたしまして、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、「社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について」外1件の会計検査の結果について、会計検査院から、内閣に対し報告があったものであります。

- ○菅国務大臣:次に、大臣発言がございます。まず、法務大臣。
- ○岩城国務大臣: 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく平成27年中における通信傍受の実施状況等について御説明いたします。

その内容は、報告書「別表1」及び「別表2」に掲げられていますが、平成27年中に合計10事件につき、傍受を実施した結果、合計101人の逮捕に至りました。

また、平成26年中に傍受を実施した事件に関し、所要の捜査を遂げた結果、新 たに合計14人の逮捕に至ったものであります。

捜査当局においては、今後も、通信傍受を適切に活用していく方針と承知しております。

- ○菅国務大臣:次に、文部科学大臣。
- ○馳国務大臣:2月17日午後5時45分, H-II Aロケット30号機により, X線天文衛星「ひとみ」の打ち上げに成功しました。現在, 衛星に搭載した機器の動作確認を行っております。

今回の打ち上げ成功により、H-ⅡAロケットは24機連続の成功となり、我が国のロケット技術の着実な向上と信頼性の証として、私としても大変喜ばしく思っております。

X線天文衛星「ひとみ」は、宇宙の構造や成り立ちの解明に大きく貢献することが期待される高精度の望遠鏡を搭載しており、文部科学省としては、関係機関とともに本衛星の着実な運用に力を尽くしてまいります。

- ○菅国務大臣:次に,島尻大臣。
- 〇島尻国務大臣: 2月17日, H-IIAロケット30号機により, X線天文衛星「ひとみ」の打ち上げが成功しました。

今般の打ち上げで、我が国の基幹ロケットは、30回連続での打ち上げ成功となりました。

ブラックホールなどの天体の観測を目的とした「ひとみ」は、宇宙分野における 世界的な成果の創出を目指して、戦略的に進める宇宙科学・探査プロジェクトの一 つとして、宇宙基本計画に位置づけられています。今後、ひとみプロジェクトに参 加する国内外の大学・研究機関が協力して、宇宙の進化の解明等に大きく貢献する 成果が創出されることを期待します。 宇宙政策を担当する内閣府特命担当大臣として、宇宙基本計画に基づき、今後も引き続き、宇宙科学・探査プロジェクトなどの宇宙開発利用を着実に推進していきます。

○菅国務大臣:これをもちまして, 閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので,以上をもちまして,閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

(平成28年 2月19日) (金)

◎一般案件

資料 〇個人情報の保護に関する基本方針の一部変更につ いて (決定) (個人情報保護委員会)

◎国会提出案件

資料 ○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づくあり 報告(平成27年)について(決定)

(法務省・警察庁・厚生労働・国土交通省)

- 1. 衆議院議員逢坂誠二(民維ク)提出安倍総理 の「憲法改正について何か議論する資格があ るんですか」との答弁に関する質問に対する 答弁書について(決定) (内閣官房)
- 1. 参議院議員有田芳生(民主)提出拉致被害者 の認定に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 1. 衆議院議員初鹿明博(民維ク)提出「歯舞」 を読めない大臣に関する質問に対する答弁書 について(決定) (内閣府本府)
- 1. 衆議院議員福田昭夫(民維ク)提出マイナス 金利政策が成功する条件に関する質問に対す る答弁書について(決定) (同上)
- 1. 衆議院議員大串博志 (民維ク) 提出放送法第 4条第1項の政府見解に関する質問に対する 答弁書について (決定) (総務省)
- 1. 参議院議員江口克彦(維会)提出選挙権年齢 の引下げと選挙運動の在り方の見直しに関す る質問に対する答弁書について(決定)

(同上)

1. 衆議院議員本村賢太郎(民維ク)提出介護従事者不足の解消に関する質問に対する答弁書について(決定) (厚生労働省)

資料○

1. 衆議院議員仲里利信 (無) 提出石垣島への陸 上自衛隊配備計画と住民への説明に関する質 問に対する答弁書について (決定)(防衛省)

◎公布 (条約)

質料 ☆理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正 なし (決定) (外務省)

◎法律案

資料 あり ポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改 正する法律案(決定) (文部科学・財務省)

◎ 政 令

貸料 ○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める あり 政令の一部を改正する政令 (決定)

(総務・国土交通省)

- ″ ○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (決定)(厚生労働省)
- □ 電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令(決定) (経済産業省)
- □ 電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定) (同上)
- □ 電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に 伴う経過措置に関する政令(決定) (同上)
- ″ ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(決定)

(環境・農林水産省)

◎人 事

資料 ○柳 麻理 (小林麻理) を検査官に,清水久継外3 あり 名を特命全権大使に任命することについて (決定) ◎配 布

☆会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書 (2件) (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]